

四半期報告書

(第10期第3四半期)

日本メディカルネットコミュニケーションズ株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	4
3 【経営上の重要な契約等】	4
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	8
第4 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
2 【株価の推移】	24
3 【役員の状況】	24
第5 【経理の状況】	25
1 【四半期財務諸表】	26
2 【その他】	36
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	37

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年4月13日

【四半期会計期間】 第10期第3四半期(自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)

【会社名】 日本メディカルネットコミュニケーションズ株式会社

【英訳名】 Medical Net Communications, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 早川 亮

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目34番14号

【電話番号】 (03)5790-5261

【事務連絡者氏名】 取締役管理部ゼネラルマネージャー 平川 裕司

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目34番14号

【電話番号】 (03)5790-5261

【事務連絡者氏名】 取締役管理部ゼネラルマネージャー 平川 裕司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第3四半期 累計期間	第10期 第3四半期 会計期間	第9期
会計期間	自 平成22年 6月1日 至 平成23年 2月28日	自 平成22年 12月1日 至 平成23年 2月28日	自 平成21年 6月1日 至 平成22年 5月31日
売上高 (千円)	919,050	317,067	1,037,777
経常利益 (千円)	251,781	83,228	260,287
四半期(当期)純利益 (千円)	145,666	48,378	139,645
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	—	280,324	47,875
発行済株式総数 (株)	—	4,689,500	8,000
純資産額 (千円)	—	996,456	385,892
総資産額 (千円)	—	1,144,035	598,150
1株当たり純資産額 (円)	—	212.11	48,013.67
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	34.89	10.68	17,455.74
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	29.48	9.21	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	86.94	64.22
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△9,008	—	121,157
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△3,299	—	△24,444
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	447,441	—	△3,000
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	—	741,955	306,822
従業員数 (名)	—	47	45

(注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 当社は、第9期第3四半期累計(会計)期間においては四半期財務諸表を作成していないため、第9期第3四半期累計(会計)期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

5. 第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しますが、株式上場前(平成22年12月21日東京証券取引所マザーズ市場上場)であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

6. 当社は、平成22年7月31日付で株式1株につき500株の株式分割を行っております。

2 【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年2月28日現在

従業員数(名)	47 [10]
---------	---------

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

第2 【事業の状況】

当社は、前第3四半期会計期間においては四半期財務諸表を作成しておりませんので、前年同四半期会計期間との対比は行っておりません。

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注実績

当社では概ね受注から役務提供までの間が短いため、受注実績に関する記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第3四半期会計期間における販売実績をセグメント別に示すと、以下のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)
ポータルサイト運営事業	140,768
SEM事業	138,613
その他	37,686
合計	317,067

- (注) 1. その他は、事業者向けホームページ制作・メンテナンス事業及び販売代理事業等であります。
2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当第3四半期会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
医療法人星真会アモウデンタルクリニック	33,370	10.5

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において、事業等のリスクについて新たに生じた重要な事項及び重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期会計期間におけるわが国経済は、海外景気の回復に伴い輸出・生産が持ち直してきており、雇用・所得環境も緩やかな改善傾向にありました。しかし、政策効果の剥落による個人消費の反動減から内需の回復が遅れるなど、景気は依然として先行きが不透明な状況にありました。

一方で、当社の主力事業であるポータルサイト運営事業においては、インターネットの日常生活への浸透や、インプラント治療の普及や歯に対する美意識・口腔衛生意識の高まりから、歯科分野における専門ポータルサイトの需要は歯科医院及びインターネットユーザーともに高まっていると認識しております。

当社は、当第3四半期会計期間においても、国内68,398の歯科診療所(平成22年12月31日現在 厚生労働省「医療施設動態調査(平成22年12月末概数)」)の無料会員の有料化を含めた新規有料会員の獲得を強化し歯科医院の囲い込みを図る一方、当社クライアント一件当たりの取引高の増加や、クライアントの多様化するニーズに総合的に応えるためのサービスの拡充に努めました。この結果、当第3四半期会計期間の売上高は317,067千円、営業利益は88,337千円、経常利益は83,228千円、四半期純利益は48,378千円となりました。

なお、セグメントの業績は以下のとおりとなっております。

① ポータルサイト運営事業

ポータルサイト運営事業においては、当社ポータルサイトのデザインリニューアル等を継続的にしながら、首都圏及び関西圏のみならず地方都市においても新規有料会員の獲得に努めました。

歯科分野においては、タイアップ型企画広告の「特集レポート」の販売による顧客単価の上昇やエントリーサービスである「歯医者さんネットPC・モバイルセットプラン」、「医院ホームページサービストリプルプラン」の販売によるクライアント数の増加に努めました。また、美容・エステ分野では、「エステ・人気ランキング」のクリスマスやバレンタインデーに合わせた「季節限定キャンペーン」や「気になる！美容整形・総合ランキング」の「クローズアップ・ドクター」の販売に注力しました。この結果、当第3四半期会計期間の売上高は140,768千円、セグメント利益は89,629千円となりました。

② SEM事業

SEM事業においては、当社ポータルサイトのクライアントを中心にSEO(検索エンジン最適化)サービス及びリスティング広告出稿代理サービスの販売を行いました。また、ヤフー株式会社とGoogle Inc.の検索エンジンの提携に伴う対策等に取り組みながら、SEOサービスのエントリーサービスの販売によるクライアント数の増加に努めました。この結果、当第3四半期会計期間の売上高は138,613千円、セグメント利益は49,997千円となりました。

③ その他

その他の事業においては、当社ポータルサイトのクライアントを中心に、ホームページ制作の受注が堅調に推移しました。また、新聞折込広告等の他社商材の販売代理業務にも注力しました。この結果、当第3四半期会計期間の売上高は37,686千円、セグメント利益は3,329千円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ545,885千円増加し、1,144,035千円(前事業年度末比91.3%増)となりました。

これは、主に現金及び預金の増加(前事業年度末比435,132千円増)及び売掛金の増加(前事業年度末比114,364千円増)等によるものであります。

負債合計は、前事業年度末に比べ64,679千円減少し、147,578千円(前事業年度末比30.5%減)となりました。

これは、主に未払法人税等の減少(前事業年度末比22,289千円減)及び役員賞与引当金の減少(前事業年度末比21,800千円減)等によるものであります。

純資産は、前事業年度末に比べ610,564千円増加し、996,456千円(前事業年度末比158.2%増)となりました。

これは、株式上場時の公募増資等に伴う資本金及び資本準備金の増加(それぞれ前事業年度末比232,449千円増)並びに四半期純利益の計上による利益剰余金の増加(前事業年度末比145,666千円増)によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は第2四半期会計期間末に比べ448,220千円増加し、741,955千円(第2四半期会計期間末比152.6%増)となりました。当第3四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期会計期間における営業活動により減少した資金は、7,164千円となりました。

これは、主に税引前四半期純利益83,228千円を計上した一方で、売上債権の増加27,694千円及び法人税等の支払額59,831千円が生じたこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期会計期間における投資活動により増加した資金は、3,783千円となりました。

これは、主に投資有価証券5,269千円の売却による収入等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期会計期間における財務活動により増加した資金は、451,601千円となりました。

これは、主に株式上場時の公募増資等に伴う株式の発行458,302千円による収入等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、第2四半期会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更があったものは次のとおりです。

平成23年1月に着手の計画をしていた本社の「販売管理システム」については、着手を翌期以降に延期いたしました。

また、当第3四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,000,000
計	15,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年2月28日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年4月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,689,500	4,689,500	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、1単元の株式数は100株となっております。
計	4,689,500	4,689,500	—	—

(注) 1. 発行済株式のうち、200,000株は、現物出資(サーバ3台 カラーレーザー1台 240万円)によるものであります。

2. 提出日現在発行数には、平成23年4月1日から当四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成19年5月31日臨時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	365
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	182,500(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成21年6月1日 至 平成29年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12(注)5 資本組入額 6(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数は、次の算式により調整されるものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る価額で新株式の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の役員及び従業員たる資格を有することを要します。ただし、それらの地位を失った場合であっても、当社の取締役会が新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではありません。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、原則として相続は認めないものとします。ただし、特段の事情がある場合に限り、取締役会の決議を条件としてその相続人が新株予約権の相続ができるものとします。
- ③ 新株予約権者は、権利行使をすることができる期間が到来している場合であっても、当社の株式上場前は本新株予約権の行使はできないこととします。ただし、当社の取締役会が新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではありません。
- ④ その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約

又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定します。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとします。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要します。
 - ⑧ 新株予約権の取得条項
 - i 新株予約権者が新株予約権を行使する前に、新株予約権の行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなくなった場合、当該新株予約権については当社が無償で取得できるものとします。
 - ii 新株予約権者がその有する新株予約権の全部又は一部について権利放棄を行った場合には、取締役会の決議をもって当該権利放棄された新株予約権についても、無償で取得することができるものとします。
 - iii 当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案並びに株式移転の議案が株主総会で承認された場合、新株予約権は当社が無償で取得できるものとします。
5. 平成22年7月16日開催の取締役会決議に基づき、平成22年7月31日付をもって普通株式1株を500株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 平成19年 5月31日臨時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年 2月28日)
新株予約権の数(個)	1,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500,000(注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12(注) 2、5
新株予約権の行使期間	自 平成21年 6月 1日 至 平成25年 5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12(注) 5 資本組入額 6(注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、500株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数は、次の算式により調整されるものとし、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る価額で新株式の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の役員及び従業員たる資格を有することを要します。ただし、それらの地位を失った場合であっても、当社の取締役会が新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではありません。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、原則として相続は認めないものとします。ただし、特段の事情がある場合に限り、取締役会の決議を条件としてその相続人が新株予約権の相続ができるものとします。
- ③ 新株予約権者は、権利行使をすることができる期間が到来している場合であっても、当社の株式上場前は本新株予約権の行使はできないこととします。ただし、当社の取締役会が新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではありません。
- ④ その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定します。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとします。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要します。
 - ⑧ 新株予約権の取得条項
 - i 新株予約権者が新株予約権を行使する前に、新株予約権の行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなくなった場合、当該新株予約権については当社が無償で取得できるものとします。
 - ii 新株予約権者がその有する新株予約権の全部又は一部について権利放棄を行った場合には、取締役会の決議をもって当該権利放棄された新株予約権についても、無償で取得することができるものとします。
 - iii 当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案並びに株式移転の議案が株主総会で承認された場合、新株予約権は当社が無償で取得できるものとします。
5. 平成22年7月16日開催の取締役会決議に基づき、平成22年7月31日付をもって普通株式1株を500株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

③ 平成20年9月24日臨時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	7
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,500(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	60(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成22年9月26日 至 平成29年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 60(注)5 資本組入額 30(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数は、次の算式により調整されるものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る価額で新株式の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の役員及び従業員たる資格を有することを要します。ただし、それらの地位を失った場合であっても、当社の取締役会が新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではありません。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、原則として相続は認めないものとします。ただし、特段の事情がある場合に限り、取締役会の決議を条件としてその相続人が新株予約権の相続ができるものとします。
- ③ 新株予約権者は、権利行使をすることができる期間が到来している場合であっても、当社の株式上場前は本新株予約権の行使はできないこととします。ただし、当社の取締役会が新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではありません。
- ④ その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定します。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとします。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要します。
 - ⑧ 新株予約権の取得条項
 - i 新株予約権者が新株予約権を行使する前に、新株予約権の行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなくなった場合、当該新株予約権については当社が無償で取得できるものとします。
 - ii 新株予約権者がその有する新株予約権の全部又は一部について権利放棄を行った場合には、取締役会の決議をもって当該権利放棄された新株予約権についても、無償で取得することができるものとします。
 - iii 当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案並びに株式移転の議案が株主総会で承認された場合、新株予約権は当社が無償で取得できるものとします。
5. 平成22年7月16日開催の取締役会決議に基づき、平成22年7月31日付をもって普通株式1株を500株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

④ 平成21年 8月28日 定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年 2月28日)
新株予約権の数(個)	13
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,500(注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	80(注) 2、5
新株予約権の行使期間	自 平成23年 8月29日 至 平成29年 5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 80(注) 5 資本組入額 40(注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、500株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数は、次の算式により調整されるものとし、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る価額で新株式の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の役員及び従業員たる資格を有することを要します。ただし、それらの地位を失った場合であっても、当社の取締役会が新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではありません。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、原則として相続は認めないものとします。ただし、特段の事情がある場合に限り、取締役会の決議を条件としてその相続人が新株予約権の相続ができるものとします。
- ③ 新株予約権者は、権利行使をすることができる期間が到来している場合であっても、当社の株式上場前は本新株予約権の行使はできないこととします。ただし、当社の取締役会が新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではありません。
- ④ その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定します。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとします。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要します。
 - ⑧ 新株予約権の取得条項
 - i 新株予約権者が新株予約権を行使する前に、新株予約権の行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなくなった場合、当該新株予約権については当社が無償で取得できるものとします。
 - ii 新株予約権者がその有する新株予約権の全部又は一部について権利放棄を行った場合には、取締役会の決議をもって当該権利放棄された新株予約権についても、無償で取得することができるものとします。
 - iii 当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案並びに株式移転の議案が株主総会で承認された場合、新株予約権は当社が無償で取得できるものとします。
5. 平成22年7月16日開催の取締役会決議に基づき、平成22年7月31日付をもって普通株式1株を500株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

⑤ 平成21年12月17日臨時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	12
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	90(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成23年12月18日 至 平成29年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 90(注)5 資本組入額 45(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数は、次の算式により調整されるものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る価額で新株式の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の役員及び従業員たる資格を有することを要します。ただし、それらの地位を失った場合であっても、当社の取締役会が新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではありません。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、原則として相続は認めないものとします。ただし、特段の事情がある場合に限り、取締役会の決議を条件としてその相続人が新株予約権の相続ができるものとします。
- ③ 新株予約権者は、権利行使をすることができる期間が到来している場合であっても、当社の株式上場前は本新株予約権の行使はできないこととします。ただし、当社の取締役会が新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではありません。
- ④ その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定します。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとします。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要します。
 - ⑧ 新株予約権の取得条項
 - i 新株予約権者が新株予約権を行使する前に、新株予約権の行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなくなった場合、当該新株予約権については当社が無償で取得できるものとします。
 - ii 新株予約権者がその有する新株予約権の全部又は一部について権利放棄を行った場合には、取締役会の決議をもって当該権利放棄された新株予約権についても、無償で取得することができるものとします。
 - iii 当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案並びに株式移転の議案が株主総会で承認された場合、新株予約権は当社が無償で取得できるものとします。
5. 平成22年7月16日開催の取締役会決議に基づき、平成22年7月31日付をもって普通株式1株を500株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

⑥ 平成22年 5月25日臨時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,500(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	110(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成24年5月26日 至 平成29年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 110(注)5 資本組入額 55(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数は、次の算式により調整されるものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る価額で新株式の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の役員及び従業員たる資格を有することを要します。ただし、それらの地位を失った場合であっても、当社の取締役会が新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではありません。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、原則として相続は認めないものとします。ただし、特段の事情がある場合に限り、取締役会の決議を条件としてその相続人が新株予約権の相続ができるものとします。
- ③ 新株予約権者は、権利行使をすることができる期間が到来している場合であっても、当社の株式上場前は本新株予約権の行使はできないこととします。ただし、当社の取締役会が新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではありません。
- ④ その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定します。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとします。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要します。
 - ⑧ 新株予約権の取得条項
 - i 新株予約権者が新株予約権を行使する前に、新株予約権の行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなくなった場合、当該新株予約権については当社が無償で取得できるものとします。
 - ii 新株予約権者がその有する新株予約権の全部又は一部について権利放棄を行った場合には、取締役会の決議をもって当該権利放棄された新株予約権についても、無償で取得することができるものとします。
 - iii 当社が消滅会社となる合併契約書の承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案並びに株式移転の議案が株主総会で承認された場合、新株予約権は当社が無償で取得できるものとします。
5. 平成22年7月16日開催の取締役会決議に基づき、平成22年7月31日付をもって普通株式1株を500株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年12月20日 (注) 1	600,000	4,600,000	231,840	279,715	231,840	254,715
平成22年12月1日～ 平成23年2月28日 (注) 2	89,500	4,689,500	609	280,324	609	255,324

(注) 1. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)によるものであります。

発行価格 840円

引受価額 772円80銭

資本組入額 386円40銭

2. 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

- ① 当第3四半期会計期間において、エムスリー株式会社から関東財務局長に平成22年12月22日付で提出された大量保有報告書により、平成22年12月21日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第3四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
エムスリー株式会社	東京都港区芝大門二丁目5番5号	708,100	15.39

- ② 当第3四半期会計期間において、早川亮から関東財務局長に平成22年12月28日付で提出された大量保有報告書及び平成23年1月7日で提出された訂正報告書により、平成22年12月21日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第3四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、その大量保有報告書及び訂正報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
早川 亮	東京都渋谷区	2,419,500	47.44

- ③ 当第3四半期会計期間において、早川竜介から関東財務局長に平成22年12月28日付で提出された大量保有報告書及び平成23年1月7日付で提出された訂正報告書により、平成22年12月21日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第3四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、その大量保有報告書及び訂正報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
早川 竜介	東京都渋谷区	357,000	7.50

- ④ 当第3四半期会計期間において、フィデリティ投信株式会社から関東財務局長に平成23年1月7日付で提出された大量保有報告書により、平成22年12月31日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けております。

また、フィデリティ投信株式会社から関東財務局長に平成23年2月4日付で提出された変更報告書により、平成23年1月31日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第3四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりません。

- i 平成23年1月7日付で提出された大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー	292,000	6.35

- ii 平成23年2月4日付で提出された変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー	347,300	7.41

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年11月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,000,000	40,000	権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,000,000	—	—
総株主の議決権	—	40,000	—

② 【自己株式等】

平成22年11月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成23年 1月	2月
最高(円)	—	—	—	—	—	—	1,990	1,550	1,423
最低(円)	—	—	—	—	—	—	1,380	1,080	1,214

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

2. 当社株式は平成22年12月21日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場しておりますので、それ以前については該当ありません。

3 【役員の状況】

有価証券届出書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当社は、前第3四半期会計期間(平成21年12月1日から平成22年2月28日まで)及び前第3四半期累計期間(平成21年6月1日から平成22年2月28日まで)については四半期財務諸表を作成しておりませんので、記載を省略しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期会計期間(平成22年12月1日から平成23年2月28日まで)及び当第3四半期累計期間(平成22年6月1日から平成23年2月28日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成23年2月28日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	741,955	306,822
売掛金	268,191	153,826
貯蔵品	396	320
その他	60,370	39,021
貸倒引当金	△21,427	△11,736
流動資産合計	1,049,486	488,254
固定資産		
有形固定資産	※1 5,770	※1 6,795
無形固定資産		
ソフトウェア	49,638	59,470
その他	167	167
無形固定資産合計	49,805	59,637
投資その他の資産		
投資有価証券	5,000	5,000
その他	38,334	42,823
貸倒引当金	△4,360	△4,360
投資その他の資産合計	38,973	43,462
固定資産合計	94,549	109,895
資産合計	1,144,035	598,150
負債の部		
流動負債		
買掛金	8,323	8,708
1年内返済予定の長期借入金	1,500	3,000
未払法人税等	51,675	73,964
賞与引当金	11,167	—
役員賞与引当金	—	21,800
その他	74,911	104,033
流動負債合計	147,578	211,507
固定負債		
長期借入金	—	750
固定負債合計	—	750
負債合計	147,578	212,257
純資産の部		
株主資本		
資本金	280,324	47,875
資本剰余金	255,324	22,875
利益剰余金	459,025	313,359
株主資本合計	994,673	384,109
新株予約権	1,783	1,783
純資産合計	996,456	385,892
負債純資産合計	1,144,035	598,150

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)
売上高	919,050
売上原価	384,420
売上総利益	534,629
販売費及び一般管理費	※1 267,894
営業利益	266,735
営業外収益	
受取利息	103
投資有価証券売却益	119
その他	71
営業外収益合計	294
営業外費用	
支払利息	41
株式交付費	6,595
株式公開費用	8,611
営業外費用合計	15,247
経常利益	251,781
特別損失	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	978
特別損失合計	978
税引前四半期純利益	250,803
法人税、住民税及び事業税	108,459
法人税等調整額	△3,321
法人税等合計	105,137
四半期純利益	145,666

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)
売上高	317,067
売上原価	138,314
売上総利益	178,752
販売費及び一般管理費	※1 90,415
営業利益	88,337
営業外収益	
受取利息	45
投資有価証券売却益	119
その他	5
営業外収益合計	169
営業外費用	
支払利息	9
株式交付費	2,493
株式公開費用	2,776
営業外費用合計	5,279
経常利益	83,228
税引前四半期純利益	83,228
法人税、住民税及び事業税	35,846
法人税等調整額	△996
法人税等合計	34,849
四半期純利益	48,378

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	250,803
減価償却費	15,004
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	978
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	9,690
賞与引当金の増減額 (△は減少)	11,167
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△21,800
受取利息及び受取配当金	△103
投資有価証券売却損益 (△は益)	△119
支払利息	41
株式交付費	6,595
株式公開費用	8,611
売上債権の増減額 (△は増加)	△114,364
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△75
仕入債務の増減額 (△は減少)	△385
その他	△41,310
小計	124,734
利息及び配当金の受取額	103
利息の支払額	△38
法人税等の支払額	△133,807
営業活動によるキャッシュ・フロー	△9,008
投資活動によるキャッシュ・フロー	
無形固定資産の取得による支出	△5,458
投資有価証券の取得による支出	△5,150
投資有価証券の売却による収入	5,269
敷金及び保証金の回収による収入	2,580
その他	△540
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,299
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△2,250
株式の発行による収入	458,302
株式公開費用の支出	△8,611
財務活動によるキャッシュ・フロー	447,441
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	435,132
現金及び現金同等物の期首残高	306,822
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 741,955

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期累計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成23年2月28日)
(会計処理基準に関する事項の変更) 資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益は275千円、税引前四半期純利益は1,253千円減少しております。

【簡便な会計処理】

項目	当第3四半期累計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成23年2月28日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第3四半期会計期間末の貸倒実績率等が前事業年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前事業年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期累計期間(自 平成22年6月1日 至 平成23年2月28日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成23年2月28日)		前事業年度末 (平成22年5月31日)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	11,367千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額	9,792千円

(四半期損益計算書関係)

第3四半期累計期間

当第3四半期累計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成23年2月28日)	
※1 販売費及び一般管理費の主なもの	
役員報酬	58,200千円
給料手当	63,915千円
賞与引当金繰入額	4,123千円
広告宣伝費	13,406千円
貸倒引当金繰入額	9,690千円

第3四半期会計期間

当第3四半期会計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)	
※1 販売費及び一般管理費の主なもの	
役員報酬	19,500千円
給料手当	20,692千円
賞与引当金繰入額	4,123千円
広告宣伝費	4,646千円
貸倒引当金繰入額	2,105千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成23年2月28日)	
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	741,955千円
現金及び現金同等物	741,955千円

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年2月28日)及び当第3四半期累計期間(自 平成22年6月1日 至 平成23年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期会計期間末
普通株式(株)	4,689,500

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権の四半期会計期間末残高

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第3四半期 会計期間末残高 (千円)
平成19年新株予約権	普通株式	500,000	1,783
ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動

当社は、平成22年12月21日に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、上場に当たり、平成22年12月20日に公募増資による払い込みを受け、資本金が231,840千円、資本準備金が231,840千円増加しております。また、新株予約権の行使により、資本金が609千円、資本準備金が609千円増加しております。

この結果、当第3四半期会計期間末において資本金が280,324千円、資本準備金が255,324千円となっております。

(金融商品関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年2月28日)

現金及び預金、売掛金が当社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

科目	四半期貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	741,955	741,955	—
(2) 売掛金	268,191		
貸倒引当金(*)	△21,427		
	246,764	246,764	—

(*) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

関連会社に関する事項

関連会社がありませんので該当事項はありません。

開示対象特別目的会社に関する事項

開示対象特別目的会社がありませんので該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、主に提供するサービス内容や経済的特徴を基礎としたサービス別の事業部門を置き、各事業部門は取り扱うサービスについて戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社はサービス別の事業部門を基礎とし、経済的特徴が概ね類似している事業セグメントを集約した「ポータルサイト運営事業」及び「SEM事業」の2つを報告セグメントとしております。

「ポータルサイト運営事業」は、「からだ」・「健康」・「美」に特化した情報を提供する専門ポータルサイトを運営しております。また、「SEM事業」は、SEOサービス及びリスティング広告出稿代理サービスを提供しております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期累計期間(自 平成22年6月1日 至 平成23年2月28日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	ポータルサイト 運営事業	SEM事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	416,461	394,345	810,807	108,242	919,050
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	416,461	394,345	810,807	108,242	919,050
セグメント利益	260,008	150,136	410,145	15,210	425,355

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、事業者向けホームページ制作・メンテナンス事業及び販売代理事業等を含んでおります。

当第3四半期会計期間(自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	ポータルサイト 運営事業	SEM事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	140,768	138,613	279,381	37,686	317,067
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	140,768	138,613	279,381	37,686	317,067
セグメント利益	89,629	49,997	139,627	3,329	142,957

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、事業者向けホームページ制作・メンテナンス事業及び販売代理事業等を含んでおります。

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

当第3四半期累計期間(自 平成22年6月1日 至 平成23年2月28日)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	410,145
「その他」の区分の利益	15,210
全社費用(注)	△158,620
四半期損益計算書の営業利益	266,735

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

当第3四半期会計期間(自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	139,627
「その他」の区分の利益	3,329
全社費用(注)	△54,619
四半期損益計算書の営業利益	88,337

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(追加情報)

第1四半期会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成23年2月28日)	前事業年度末 (平成22年5月31日)
1株当たり純資産額 212円11銭	1株当たり純資産額 48,013円67銭

(注) 当社は、平成22年7月31日付で株式1株につき500株の株式分割を行っております。当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度末における1株当たり純資産額は96円03銭であります。

2. 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期累計期間

当第3四半期累計期間 (自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)	
1株当たり四半期純利益金額	34円89銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	29円48銭
当社は、平成22年12月21日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場しているため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は新規上場日から当第3四半期会計期間末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。	

(注) 1. 1株当たり四半期純利益金額等

項目	当第3四半期累計期間 (自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	145,666
普通株式に係る四半期純利益(千円)	145,666
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	4,174,738
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(株)	767,227
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	—

2. 当社は、平成22年7月31日付で株式1株につき500株の株式分割を行っております。

第3四半期会計期間

当第3四半期会計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)	
1株当たり四半期純利益金額	10円68銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	9円21銭
当社は、平成22年12月21日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場しているため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は新規上場日から当第3四半期会計期間末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額等

項目	当第3四半期会計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	48,378
普通株式に係る四半期純利益(千円)	48,378
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	4,530,039
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(株)	722,820
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年4月13日

日本メディカルネットコミュニケーションズ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒田 和人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小倉 邦路 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本メディカルネットコミュニケーションズ株式会社の平成22年6月1日から平成23年5月31日までの第10期事業年度の第3四半期会計期間(平成22年12月1日から平成23年2月28日まで)及び第3四半期累計期間(平成22年6月1日から平成23年2月28日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、日本メディカルネットコミュニケーションズ株式会社の平成23年2月28日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。